○石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱

平成22年３月31日告示第83号

改正

令和３年３月31日告示第189号

令和６年３月29日告示第105号

石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱

石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱（平成20年石巻市告示第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、石巻市を広く市内外にアピールし、イメージアップを図るために制定した石巻市イメージキャラクター・いしぴょん（以下「いしぴょん」という。）のデザインの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第２条　いしぴょんのデザインは、別図に定めるとおりとする。

（使用の許可等）

第３条　いしぴょんのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめいしぴょん使用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に使用する物件の完成見本を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、いしぴょんのデザインの使用が次の各号に該当するときは、使用許可の手続を省略することができる。

　(１)　市、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合及び市が出資等をする法人が使用するとき。

(２)　国又は他の地方公共団体が使用するとき。

(３)　報道機関が市政に係る報道又は広報の目的で使用するとき。

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

３　前２項の規定にかかわらず、いしぴょんのデザインの使用が、著作権法（昭和４５年法律第４８号）に定める著作権の制限に該当するときは、第１項の使用許可申請を要しない。

４　市長は、第１項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、いしぴょん使用許可・不許可通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

５　いしぴょんのデザインの使用は、無償とする。

（使用の制限）

第４条　次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(１)　市の信用や品位を害する、又はいしぴょんの制定の趣旨に反すると認められるとき。

(２)　法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(３)　政治活動及び宗教活動に使用すると認められるとき。

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が使用について不適当と認めるとき。

（遵守事項）

第５条　いしぴょんのデザインの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(１)　許可された目的及び方法で使用すること。

(２)　定められたいしぴょんのデザインを正しく使用すること（使用する物件の形状等により、当該デザインどおりに使用することができないと市長が認める場合を除く。）。ただし、いしぴょんのイメージを損なわない範囲において、他の色を使用することができる。

(３)　いしぴょんのデザインを自己のものとして商標登録を行わないこと及び他の者に商標登録をさせないこと。

（申請内容の変更）

第６条　使用者が許可の内容を変更しようとするときは、いしぴょん使用許可変更申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、いしぴょん使用内容変更許可・不許可通知書（様式第４号）により使用者に通知するものとする。

（使用許可の取消し等）

第７条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(１)　この要綱の規定に違反したとき。

(２)　偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により、使用の許可を取り消したときは、いしぴょん使用許可取消書（様式第５号）により使用者に通知するものとする。

３　使用の許可を取り消された者が、取消しによって損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

（損害賠償）

第８条　前条第１項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、いしぴょんの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に改正前の石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第４条の規定により使用の許可を受けている者は、改正後の石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱第３条の規定による許可を受けたものとみなす。

３　改正前の要綱の規定により作成した物件が残存する間は、従前の例により使用することができる。

附　則（令和３年３月31日告示第189号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

別図（第２条関係）

|  |
| --- |
| キャラクター |
| 名称 | いしぴょん |
| 図柄 |  |
| 色 | 「いしぴょん」の色はピンク、口は赤、魚は緑、足は青とし、目（白抜きを除く。）、縁取り、影は黒、その他は白とする。 |

様式第１号（第３条関係）

いしぴょん使用許可申請書

年　　月　　日

石巻市長（あて）

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者名

電話番号

（担当者名　　　　　　　　　　　　　）

いしぴょんのデザインを使用したいので、石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱第３条第１項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用目的 |  | １　営利を目的とする２　営利を目的としない |
| 使用方法 |  |
| 使用期間 |  |
| 使用場所（使用箇所等） |  |
| 添付書類 |  |

※完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。

様式第２号（第３条関係）

いしぴょん使用許可・不許可通知書

石巻市（　　）指令第　　　号

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者名

年　　月　　日付で申請のあったいしぴょんのデザイン使用について、石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱第３条第４項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

石巻市長　　　　　　　　　　　　　印

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用の許可 | 許可　・　不許可 |
| 許可番号 | 第　　　　　号　　 |
| 使用目的 |  | １　営利を目的とする２　営利を目的としない |
| 使用方法 |  |
| 使用期間 |  |
| 使用場所（使用箇所等） |  |
| 不許可の場合の理由 |  |
| 備考 |  |

様式第３号（第６条関係）

いしぴょん使用内容変更許可申請書

年　　　月　　　日

石巻市長（あて）

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者名

電話番号

（担当者名　　　　　　　　　　）

いしぴょんのデザインの使用内容を変更したいので、石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱第６条第1項の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可番号 | 第　　　　号 |
| 変更理由 |  |
| 変更内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |

様式第４号（第６条関係）

いしぴょん使用内容変更許可・不許可通知書

石巻市（　　）指令第　　　号

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者名

年　　月　　日付で申請のあったいしぴょんのデザイン使用について、石巻市イメージキャラクターの使用に関する要綱第３条第４項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

石巻市長　　　　　　　　　　　　　印

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用内容変更の可否 | 　　許可　・　不許可 |
| 許可番号 | 第　　　　号 |
| 変更内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 不許可の場合の理由 |  |

様式第５号（第７条関係）

いしぴょん使用許可取消書

石巻市（　　）指令第　　　号

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者名

　　　　年　　月　　日付第　　　号にて許可した、いしぴょんのデザインの使用については、下記の事由により許可を取り消します。

記

取消事由

|  |
| --- |
|  |